

第十九回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日(土曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 大西 禮夫君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事山手 満男君 理事永井勝次郎君

理事加藤 鏡造君 小川 平二君

田中 龍夫君 馬場 元治君

笹本 一雄君 柳原 三郎君

帆足 計君 中崎 敏君

川上 貫一君

出席政府委員

通商産業政務次官 古池 信三君

通商産業事務官 中島 征帆君

(公益事業局長)

委員外の出席者

通商産業事務官(公益事業局長) 吉田 剛君

局次長 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 越田 清七君

三月五日

電力料金値上げ反対に関する請願

(増田甲子七君紹介)(第三〇三九号)

田瀬ダム建設に伴う漁業権補償に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一一一號)

アルミ産業振興対策確立に関する請願(山田丈太郎君紹介)(第三一一三號)

火薬類販売業者の定員制復活に関する請願(生田宏一君紹介)(第三一七一號)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日

同日三月

産業工芸試験所九州出張所存続に関する陳情書(福岡県福岡工業試験場長山根東一外二十二名)(第一三五〇号)

同外一件(宮崎県商工会議所連合会連有馬美利外五名)(第一三五一號)

中小企業対策の確立に関する陳情書(岡山市桶屋町百十六番地ノ一岡山県中小企業連盟会長小枝一雄)(第一四三四号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書(愛媛県商工会議所連合会会長滝勇)(第一四三五号)

四国地方の電源開発等に関する陳情書(愛媛県商工会議所連合会会長滝勇)(第一四三六号)

水火力調整金制度の撤廃及び電力料金一本化に関する陳情書(山形県議会議長加藤富之助)(第一四三七号)

石炭鉱業対策に関する陳情書(東京都千代田区麹町一丁目十二番地全国炭鉱関係県知事協議会北海道知事田中敏文外七名)(第一四三八号)

石油資源総合開発五箇年計画に関する陳情書(山形県議会議長加藤富之助)(第一四三九号)

同日三月

産業工芸試験所九州出張所存続に関する陳情書(福岡県福岡工業試験場長山根東一外二十二名)(第一三五〇号)

同外一件(宮崎県商工会議所連合会連有馬美利外五名)(第一三五一號)

中小企業対策の確立に関する陳情書(岡山市桶屋町百十六番地ノ一岡山県中小企業連盟会長小枝一雄)(第一四三四号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書(愛媛県商工会議所連合会会長滝勇)(第一四三五号)

四国地方の電源開発等に関する陳情書(愛媛県商工会議所連合会会長滝勇)(第一四三六号)

水火力調整金制度の撤廃及び電力料金一本化に関する陳情書(山形県議会議長加藤富之助)(第一四三七号)

石炭鉱業対策に関する陳情書(東京都千代田区麹町一丁目十二番地全国炭鉱関係県知事協議会北海道知事田中敏文外七名)(第一四三八号)

石油資源総合開発五箇年計画に関する陳情書(山形県議会議長加藤富之助)(第一四三九号)

同(酒田市長本間重三外一名)(第一四四〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日

ガス事業法案(内閣提出第一号)

○大西委員長 これより会議を開きます。

まず小委員会の参考人の件についてお諮りいたします。来る九日総合燃料対策及び地下資源開発に関する小委員会において、日本鉱業協会会長佐藤久喜君、同専務理事山田守十郎君及び同調査部長田村茂利君をそれら参考人として、また来る十一日に木材利用に関する小委員会において、森林資源総合対策協議会常務理事田中申一君を参考人として、意見を聴取したいとの各小委員長よりの申出がありますので、これを許可するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大西委員長 それではそのように決定いたします。

○大西委員長 次にガス事業法案を議題といたします。質疑の通告がありま

すのでこれを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 お尋ねをいたします。第二条でガス事業を定義しているわけでありすが、ガスに関する定義が不十分ではないか。ことに天然ガス等に対しては、この場合条文において定義が必要である。ガス事業だけを定義して、ガス事業の基礎になるガスについて何ら定義がないというところは不十分ではないかと思うのでありますが、この点について伺いたい。

○中島政府委員 お示しの通りに、この法案におきましてはガスの定義をいたしておりません。本来ならばそこから定義をいたすのが筋だと思ひますが、ガスの定義はなほだむずかしいので、法律的に書くことが非常にややく

しくなるような関係もありまして、この法案では定義をいたしておりませんが、実質上の解釈をいたしては、導管をもつて燃料に供せられるガスといふものを、本事業法にいうガスといふふうにおかれは考えております。

従いまして、工業用原料に使われま

すガス等は、このガス事業の対象にはな

りませんし、またボンベ等に詰めて運ば

れます燃料用ガスもこのガス事業法案

の対象にならない。結局この第二条の

「一般の需用に応じ導管により供給さ

れるガス」、この裏からの解釈からい

たしまして、ただいまのような考え方

になるわけでありすが、要するにこ

の中であつたわけでありせんことは、

燃料用ガスだけを問題にしておるのだ

というふうな考へておるわけでありま

す。

○永井委員 導管によつて送る関係に

ついてガスを定義しないということは、これはおかしいじやないかと思ひます。ここでは導管によるということだけ、化学原料というものと、燃料ガスというものの区分が不十分である。この点はどういうことになつておりますか。

○中島政府委員 お話の通りでござい

まして、実は燃料用に使われますガス

と申しまして、たとえば石炭ガスあ

るいは特に天然ガス等は当然燃料には

使えるわけでありすが、その場合に、

かりに一つのガス会社がありまして、

そのガス会社から導管をもつて供給を

受けて、これを燃料に使うか、あるい

は原料として使うかというときは、こ

れは自由でありまして、需用家が適当

に自分かてに使へるわけでありま

す。しかしここでねらつておりますこ

とは、一般に電気と同じようにガスが

公共の必要な物資である、公共性が非

常に強いということでもつて、このガ

スの供給事業というものを押さへよう

というので、従つてその意味におきま

しては、ガスを燃料用に使ふということ

が最も重要な要件であります。もしも

単にあるガスの製造業者がありまし

て、その製品でありすがガスがもつば

ら原料用に使われるという場合であ

りましたならば、これは特定の用途であ

り、しかもその需用者あるいは使用場

所というものは特定の工場等ござい

ますので、一般の公共という意味にお

きましては、それほど重要性が少い。

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月六日

第一類第十一号 通商産業委員会 議録 第十九号

従つてこのような公共事業的な法律をもつて律するといふことの必要性もなくなるわけであります。要するに一般公共の燃料に使われる、そういう性質の事業であるということがガス事業法をもつて律しなければならぬゆえんでありますので、そういう意味におきまして、同じガスでありまして、これが燃料に使われるということと、それからそれが一般供給という意味におきまして、導管によつて供給される、そういう面をとらえて、ガス事業の対象とした、従つて同じガスでありまして、たゞその事業から供給を受けて、別途の原料用に供せられまして、工場に行くまでの道程において、一般供給の形を通つて参りますから、そこまではガス事業者としての責任を持たなければなりませんけれども、もしも製造場から直接に原料用に使用される工場に送られる場合におきましては、その面だけにおきましては、ガス事業法の本来の対象にならない。こういうふうな関係になりますので、その点をガスの定義というところではつきりさせますことは非常に複雑になります。そういう関係から二条のような裏からそれが出るようにいたしましたわけであります。

○永井委員 ガスのような近代化学工業に対して、第二条の規定はあまりに原始的であり、素材であり、しかもガスの関係はカローリと圧力だけではかゝるというふうな非常な原始的な方法よりないといふことは十分である、これはこれとしまして、第二条の第二項の「ガスの供給のために施設するガス発生設備」といふところがあるのですが、このガスの発生設備は、天然ガスのように

な場合どこで発生設備を区分するか、これを明確にしたい。だいたい。

○中島政府委員 一応は天然ガスの場合におきましては、天然ガスの採掘装置から入るわけであります。但しこの法律の適用につきましては、政令あるいは省令でその点を明確にするべきであつたと思ひますが、天然ガスの採掘に關しては、現在鉱業法あるいは鉱山保安法の規定によつていろいろな規制が行われておりますので、その面におきまして、ガス事業法と重複しないように、その点は明確にするつもりであります。

○永井委員 今の答弁では十分ではありませんが、「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、とあるわけですが、これは政令でどういふふうに規定しようとするか、政令で定めようというだけではわかりませんが、政令ではその区分をどこでどういふふうにするのか、ですか。

○中島政府委員 天然ガスの場合におきましては、天然ガスの採掘場からガス事業者が直接買ひまして、それでこれをすぐに一般供給するという場合におきましては、ガス事業者が受ける場所、これはガスの発生する井戸から一般の導管につながる部分があると思ひますが、その部分以後をガス事業法の対象とする。それから天然ガスの採掘場から、一般ガス事業者でなく直接に特定の工場に送る場合、これはいわゆる特定供給になります。特定供給としてこのガス事業法の対象となるわけでありまして、その場合におきましては、特定供給の工場のメーターのある受入れ口までを鉱山保安の方で規制し

まして、工場が受入れてあつた方をガス事業の保安の対象としてある、こういうふうな考へております。

○永井委員 次に第二十五条「ガス事業者以外の者」とあるわけですが、その末尾の方に「あらかじめ、供給の相手方及び料金その他の供給条件を通商産業大臣に届け出なければならぬ。」この「あらかじめ」といふ点についてお尋ねしたいのでありますが、これはあらかじめ届け出ればそれでよいのか、それ以外に届け出なければならぬのか、この点を伺いたいと思ひます。

【委員長退席、山手委員長代理着席】
○中島政府委員 これは結論におきましては、あらかじめ届け出をすればそれでよいのであります。届け出をしていけないう場合といふことは、これは一般にはないわけでありまして、要するにここにはありません。ガス事業者以外の場合で、ガスを供給する者でない場合はいけないうので、裏から申しますと、要するにその者がガス事業者である場合といふことになりまして、つまり第二十五条でねらつておりますことは、こういうふうな特定供給は別に原則的に縛る必要はございませんけれども、これを放任しておきまして、ある一つの工場に供給したとしておりましたものが、次ぎ／＼と他の隣接する他の工場にさらに広くその供給を及ぼしまして、その範囲がだんだん／＼広がりますと、一般供給と差異がないということになるおそれがあるわけでありまして、それ、そういう場合には一般のガス事業者として、このガス事業法の本来の規則を受ける必要がありますが、その区分を明確ならしめるために、またそういうふうな不必要に限度を越えないようにするために届出をとるわけでありまして、もし届出がだんだん／＼重なつた結果、ガス事業者とほとんど違ひがないといふふうな段階になりまして、ならば、あなたの方はもうすでにガス事業者の認可申請をする段階であるといふふうなことを言ひまして、いわゆる特定事業者としての性格を失はしめる、これが第三十五条のねらいでございまして、それ以外につきましては特にあらかじめ届け出させるという特別の必要は今のところ考へておりません。

○永井委員 ここであらかじめ届け出させて、これが一定の限界に達しているか、あるいは一定の限界に達していないかといふことの結論を下す判断は一体どういふ尺度でやるのか、ここには明確にされておられませんし、また一つの企業に対してそのとき／＼の役人の一方的といふか、主観的な判断だけでこれが左右されるということではよろしくないと思ひますが、そういう基準は一体どこに規定しておられますか、またどういふ諸条件でやつておられるのか、その点をお伺ひしたい。

○中島政府委員 これは法律上は現われておりませんが、趣旨はただいま申し上げたような趣旨でありまして、従つてガス事業者以外のものがガスを供給することが、いわゆる一般供給的な性格を持たないといふことが必要であります。そこでそういうものでないことと条件はどういふものであるかといふことから逆に押えますと、たとえばそのガスを生産しますと、それを使用します相手方との間に何らか

資本的その他技術的な特殊な関係がある場合、あるいはある工場の構内からガスが出ておるが、そのガスをその工場の原料あるいは燃料として使いたいけれども、その天然ガスに対する鉱業権は別の方にあり、従つてやむを得ず採掘は他にまかすけれども、出て来たものは自分の工場に全部使うのだといふような場合、そういう特殊な関係がある場合は、いわゆる第二十五条の特定供給をするような性質のものであり、従つて一般供給にするのはむしろ適当でないのじやないかといふふうなことを考へておられるわけでありまして、そういう場合には大体第二十五条の対象といたしまして、一般ガス事業者としての規制は全然いたさないようにする。第二十五条の対象になるようなものは、今申しましたようなガスの生産者とそれを使用者との間に何らか特別な関係がある場合といふのが普通であらう、従つて何も特別な関係がなくとも、もしほかに申込者があれば、自分の方としてはほかの工場に対しては供給してもよろしいといふふうなガスの生産者の態度であれば、これは一般供給者に類似いたしますので、その点は注意を要するものと考えております。

○永井委員 答弁が非常にあいまいで、われ／＼は理解しがたいので、たとえば新潟ガスのような場合、その天然ガスの生産者とこれを受けて一般に配給するものと同一地域にあり

【山手委員長代理退席、小平委員長着席】
同区域内にあつては特定供給といふような関係の限界といふものは、こ

れはつきりしにくい点が非常にあるわけであります。区域が別ならば問題はありませんが、同じ地域内でも特定供給というような場合、これに対する明確な基準がない。どこまでが特定供給の境界で、どこまでが特定供給の境界でないというところが不明確だ、こういうような場合には、やがてその同じ地域内で競合して来る面がある。そういう面に対して、はつきりした境界を示さないで、ただだらかじめこうだというだけの法規定で、一休事がスムーズに運ぶのかどうか、重ねて伺いたいと思います。

○中島政府委員 もしたらいまのお話のように、たとえば新潟のように天然ガスがたぐくみ出る場所におきまして、すでに一つのガス事業者があり、別に天然ガスを採掘する業者が出て来て、その採掘したガスを特定の需用家に供給するというふうなことがかなり手広く行われておる、こういう事態がありまうときには、そこではむしろ、後者の天然ガス採掘業者も、すでにガス事業者の形態になつていと言わざるを得ないと思ひます。たゞ／＼今日までの法規ではその点をはつきりいたしておりませんために、そういうふうな事態になつておりました、今の段階におきましては、そういうものをガス事業者として認めるか、あるいは現在の法律上では、同じ地域に同じガス事業は認められませんか、この場合におきましては、むしろ出て来るガスを一応形式的に既存のガス事業者に売り渡し、いわゆる卸売の形式にもとるか、どちらかでなければならぬということになるわけでありすが、こういう点は、新しい法律におき

ましては、二つのガス事業者が並存することができるとあります。いずれにいたしましても、そういうような事態が出て来たということは、現在までの法制上今の二十五条のような規定がなくて、ずる／＼と同じガス事業者の地域内で特定供給の方が広がつたために、そういうふうなことになるのである。そこで、今日のような事態になります前に、別にガス事業の認可を申請させるか、あるいはそこで特定供給というものをとどめて、あとは卸売にするか、そういうふうな形態をとらせる指導をすることができるとあります。そういうことが第二十五条のねらいになつておるわけであります。

○永井委員 そういう問題を規制して行こうというのが第二十五条の考え方だとすれば、あらかじめ届けなければならぬ、届けなければならぬ、というふうな条文の表面上の趣旨から言へば、お前のところはこれはいけ、こゝういふように承認するとか、しないとか、これはしてはいけなかつたか、そういう強制規定というものはここに何もないじやありませんか。局長の言つたような考えが、一体この条文のどういふ条項によつてそういう規制をして行くことができるか。

○中島政府委員 二十五条はそういうことと直接接するといふようなことは全然なつておりません。結局二十五条でねらつておることは、事態の実際をつかもうという趣旨にすぎないのでありまして、結局二十五条で届出をとつておきますと、それがどうい

う性質のものであるかということがあらかじめはつきりする。そこまでが二十五条のねらいであります。それで、これにこれが特定供給の範囲を逸脱しておる場合には、本来の第三条にもどります。そして「ガス事業を営もうとする者」になるのであるから、従つて通産大臣の許可を受けさせる。従つてもしその場合において、特定供給の事業がガス事業を営む意思はないのだ、ただ隣近所でほしいというから、あげるのだということにとどまるならば、それ以上上げればガス事業になるのであるから、もしガス事業の許可を受けたくなければ、あとはガス事業者を通じてお売りなさい、そういうふうに法の運用として忠告ができるわけです。それを聞かない場合には、第三条の許可なくしてガス事業を営んだという違反として処罰されますが、そうでなくて、別にガス事業を営みたくないから、それはひつちめましようというものであれば、それで済むわけでありまして、二十五条の中には強制規定というものは必要としないわけであります。

○永井委員 届けなければいいのだというところで、そうしてこれはこゝういふふうな勧告をするのだ、しかし勧告する基準はどこにも示してない、こゝういふことで、ただ役人の主観的判断をものとするといふようなことはよろしくないと思ひますが、これはいずれあとで伺ひすることにいたします。

供給の場合でもいろいろあると思うのであります。そういうことに対する条文規定は明確でない、不十分ではないか、こゝう思うのですが、この点について伺ひたいと思います。

○中島政府委員 第二十三条では、要するにガス事業者が自分の供給地域以外に供給しようとする場合ということだけを押えておりました、従つて自分の供給地域外がだれの供給地域でもないという場合と、それから別の隣のガス事業者であるという二つの場合があると思ひます。この二つの場合はいずれも第二十三条の対象になるわけでありまして、特に隣接のガス事業者の施設が非常に小さくて、その中に新しく非常に大きな工場等の需用家ができた場合には、隣のガス事業者から供給するのが容易である場合には、他の地域でありましても特定供給を認めることは必ずしも不可能でないと思ひます。それから、そうでなくて全然だれの供給地域でもないブランクのところになつただけ新しい需用家ができた、そこでガス事業者の供給地域を広げることは少し大げさであるけれども、その需用者だけに供給することは必ずしもむづかしいない、こゝういふ場合には区域外の特定供給として認められることがあるわけであります。しかしそういうことをしたために本来の自分の供給区域内におけるガスの供給に對して支障が起る場合には、これは地域内の需用者に対して迷惑をかけるわけでありまして、許可、不許可を適当に決定するわけであり

います。第十七条の料金は、原価主義を原則として認めて可制である、こゝう了解するのであります。この二項の「一」の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」こゝうあるのですが、何が能率的な経営であり、何が適正な原価であり、何が適正な利潤であるか、これを明確に示していただきたいと思ひます。

「小委員会長代理退席、委員長前席」

○中島政府委員 これは具体的に現在のある社のガス料金の基礎となつておられます。原価の査定、あるいは計算方式を出しまして申し上げた方が的確であると思ひますが、ただいまその例はございませぬけれども、こゝで規定いたしております。能率的な経営、適正な原価というものは、一応法文上は抽象的な言い方をしております。能率的な経営というのは、実際の原価はかなり高くつておるが、しかし事業者の努力が不足のために、あるいは非常に粗いな経営をしてゐるために、いかに費用を削いで、そのために原価が低くなつたといふことをそのまゝ認めるわけには行かない。従つてその規模の同じような事業者がほとんどに十分な努力をもつて、しかも的確に事業を遂行した場合に、この程度の原価で済むであろう、こゝういふことをねらうべきであるといふことを言つておるわけでありまして、それを能率的な経営のもとにおける適正な原価という言葉を表わしておるわけでありまして、これは一つの原価につきまして、いわゆる原価査定をやりまして場合に具体的に算出されておるわけでありまして、こゝでそ

れ以上はちよつと申し上げにくいと思
います。それから適正な利潤というの
は、これはガス業についてのいわゆる
利潤率というものを全般的に金の情勢
あるいは一般産業の配当率等から出す
わけでありまして、具体的に言います
と、現在のガス料金の基礎は配当一割
五分という計算で出されておるわけ
であります。今日の情勢のもとに一割五
分が適当であるかどうかということ
は、現実を考慮の余地があろうと思
います。従つてかりに最近におきまし
て、ガス料金の原価を査定しなければなら
ないような時期が起るような場合に
は、この利潤率あるいは配当率とい
うものはそのときの情勢において考
へべきでありまして、現在においてはこ
れは一割でいいか、一割五分で適当
であるか、あるいは一割二分かとい
うことは、そのときの諸般の情勢
を考慮して決定すべきものだと思います。
現実には今日のガス料金の基礎
には一割五分の配当率が含まれてお
るというのを申し上げておきます。

○永井委員 何が適正な原価であり、
何が適正な利潤であるかというこ
とは、企業自体の問題もありましょ
うが、やはりこれは他産業とのい
ろんな客観的な規格の問題も当然考
えなければならぬ。経済一般にわたる経済
行為のいろ／＼な内容の問題をこ
う抽象的な言葉で表現して、そうし
てこれを的確に運営して行くといふこ
とになればこれは重大な問題である。私
企業の状態において、この経営が能率
的に経営されておるか、適正な原価で
あるか、適正な利潤であるかという
ことは、経営の実態を的確につかんだ上
でなければ判断できない。そういうこ

とのできない条件の中において、法文
にだけ能率的な経営だ、適正な原価
だ、適正な利潤だといつても、一体何
を基準にしてそういうことが言えるの
か。そこで何つておきたいのですが、
能率的な経営とする客観的な一つの尺
度を示してもらいたい。それから適正
な原価といふことについては、帳簿上
の価格に対する減価償却を考へておる
のか、あるいは再建設費に対する減価
償却といふようなことを考へておるの
か。さらに適正利潤といふことになる
と、単に一割配当だからいい、二割配
当だからいいけないといふことではな
し、企業自体の性質によつても適正か
どうかという利潤が出て来ると思つて
あります。そういう点については、
いふぶん問題があると思つたので、
私はあとでまたいろ／＼具体的に話合
いをしたいと思つますが、まず能率
的な経営といふのは具体的に何を尺度と
するの、適正な原価といふのはどう
いうのか、具体的に示していただきた
い。

○中島政府委員 能率的な経営である
かどうかといふことを認定しますに
は、結局同種同業の他の経営と比べ
して、これがはたして非能率的である
かどうかといふ点をまず考へるわけ
であります。さらに他産業あるいは、
一般の産業に比べてその経営の内容が
はたして能率的であるかどうかとい
ふことも一つの基準になるわけであ
ります。ガス業は御承知の通り、単にガス
を製造して販売するといふこと以外
に、当然ガスの製造に伴います副産物
の販売といふことがありまして、従
つて本来のガスの製造販売以外に、そ
ういふことにつきましてもやはり適正

な、あるいは能率的な経営が行われ
なければ、ガスの供給についてもでき
ないだけ低廉な価格をもつて供給でき
ないといふことになりまして、副産物
あるいは他産業を含めまして、すべてのガス
業の内容が最も能率的に行われてお
るかどうかといふことを、他のいろ／
＼な産業等の経営に照して考へるわけ
であります。その内容につきましても、
たとえばガス事業で使用いたします諸
般の材料あるいは労賃といふような
ものも、当然に一般の産業が入手し
ております価格あるいは支払つてお
ります賃金ベース等とも考へあわせま
して、そういう点で合理的であり適正
であるかどうかといふことを判断する
わけでありまして、それから適正原価の
内容あるいは適正な基準の具体的な問
題につきましても、今日配付いたして
おりますガス料金原価の算定について
という算式がござりますが、これによ
りまして、ある程度の具体的な内容が
わかり得ると思つたので、この表に
つきましては説明員の方から説明さ
せていただきたいと思います。

○永井委員 それはあとでまた伺いま
す。抽象的な一つの原価計算方式とい
うものがありまして、その数字が実態
をほんとうに把握してそこから出て
来る数字かどうかといふことが問題な
ので、数字だけならば、算術計算の計
算が間違つていないれば数字が合つて
行くわけですが、ただその数字が現場に
おいて、企業の内容に入つて、これが
実態であるかどうかといふことが問
題なわけですが、少くも個々の料金の問
題について、能率的な経営のもとに
おける適正な原価、適正な基準である
かどうかといふことがうたつてある以

上は、経営の実態を把握しなければ具
体的な問題は出て来ないと思つた。こ
ろが私企業の経営に放置しておいて、
そうしてたとえば労働者がどうだ、労
働賃金がどうだ、原料がどうだ、こ
ういふ一つの原価計算の素材だけを羅列
して、これが適正な経営かどうか、そ
ういふ能率的な経営になつていくか
どうかといふようなことは導き出され
て来ない、やはり経営の内容に入つて
実態を把握しなければそれらの一連の問
題は出て来ない、こう思ふのであり
ますが、一体現在の行政機構のもとに
して企業の実態をほんとうに把握し
て、そこから具体的な問題をわれ／＼に、
国民にかかるとする監督官庁としての政府
が、これが適正な料金であるといつて、
責任を持つて料金算定が可能である
かどうか、これを伺いたいと思つた。

○中島政府委員 お話の通りいく
ら査定あるいは計算の基準はつきりあ
るいはりつぱにできておりましたも
と、実際に出て来る数字の信頼性を十分
に判断できない場合には、正確な査定
はできないわけでありまして、ガス
は、電気等の公益事業に對しまして
は、今日までその点につきましては相
当詳細な審査をいたすような制度が
できておりました。ガスにつきま
して、ガス事業の会計規則というものを
省令で定めまして、いろ／＼な会計諸
表のつくり方、帳簿の整理の方法等
につきましても、あるいは届出の形式等
につきましても、こまかい規制をいた
しております。これによつて所要の数字
をとりまして、実際にそれがその通り
であるかどうかといふことにつきま
しては、適時監査をいたして、詳細にその

内容を検討しておるわけであり
ます。他の産業に比べても、公益事業とし
てのガスあるいは電気につきま
しては、そういう監査手続を十分いた
すことによつて、われ／＼といたしま
しては相当正確にその実態をつかんで
おるというふうに考へております。た
だ電氣とガスと違ひますのは、電氣に
つきましては、現在におきましてはい
わゆる電氣事業者は九社であり、そ
の他のものを入れましたも十数社
を出ないといふような状況であり
ます。ところがガスは各地方に大小
八十前後ございまして、そのおの／
＼の会社につきましても、常に最も
正確にこちらが実態を把握してお
るかどうかといふことにつきま
しては、必ずしも電氣と同様とい
うことは言えませんが、しかし要
点につきましては、ただいまのよう
な仕組みにおきまして、出されて
来る数字が正確であるかどうかとい
ふことの判断は十分つきまします。
またさういふふうな仕組みになつてお
りますので、出て来る数字にごま
かしがあるといふようなことは、
現在まで非常に少いといふふう
に考へておるわけでありま
す。

○永井委員 その問題はまたあとで
さらに掘り下げることにいたしま
して、次には、現行の従量制の最低
料金と従量料金とは、総原価をい
かように区分して算定されるか、そ
れから従量料金は従量方式を採用
しておるようでありまして、大目と
小目料金は個別原価的に正当であ
るかどうかが、それから個別原
価算出の方法、この三点について
伺いたい。
○中島政府委員 ただいまの点は説
明員から申し上げます。

てあり、ないしはかりにこれをわく外にはずすといたしましても、電気におけるところの積立金のように、コークスの変動の多い相場に対する調整積立金というような制度を設けるなり何なりして、ガス事業全体の一つの安定性確立の方途を考えて行く必要があるのではないかと考えるのでありますが、この点についてはどういふふうに考へておりますか。

○中島政府委員　その点はなほだごもつともでありまして、ガスの場合におきましては、副産物のコークスの販売価格と、さらに基本的には、主要原料でありまして石炭の価格というものと非常に左右されるわけであります。従つてある現実をとらえてまして、その際石炭ないしはコークスの市価といふものを基礎にして、原価計算をいたしまして、料金を定めるといふことをしまして、その後におきまして石炭あるいはコークスの価格が非常に大きく変動しますと、当然にガスの原価に大きく響くわけであります。従つてもしそういうふうな変動がきわめて不規則に、かなり大幅にあるといふことであれば、何かその調整措置を制度上考へるといふことが必要でございますが、大体のところ傾向的に申しますと、石炭の価格と副産物の一番大きな部分を占めておりますコークスの価格といふものは、大体並行して上下するのが通常でございます。従つてかりに石炭費でもつて相當な節約をすることができたとした場合におきましては、その反面におきましては、副産物の販売の面で、コークスの値下りによる損失を呼んで、その両者が大体において相殺す

二、何れかの尊嚴を擧げることが必要

るといふのが普通の場合であります。しかし、ある場合にはそれが逆に行く場合もございます。石炭は下つてもコークスは下らぬ、あるいはコークスだけ下つて石炭はむしろ上るといふような逆のケースも起り得るわけでありまして、そういう点をそれ／＼調整することが必要であるかどうかということは一つの問題であります。ただ現在のところ、傾向的に今のような大体並行した関係があるということ、それから、そういうふうな副産物あるいは兼業を持つということがガス事業の一つの性格であるとするれば、ガス事業の経営自体にそういう面からしてある程度の弾力性が性格上持たされてゐる。従つて、相対的な損失あるいは経営上の不況を招いたということがあり、また他面、逆な関係によつて、相当利益を上げ得たということがあり、しかも、市況の変動によりまして、いつかはこれはカバーできるのだ、こういうふうな見通しをつけず場合には、ガス事業自体がそういうような弾力性を持つことによりまして、ある程度そういうふうな変動も認容し得るという観念を持ち得るわけがあります。従つて一時的にかりに損失をこうむりましても、また近い将来においては、石炭の値下り、あるいはコークスの値上りによつて、それをカバーすることができるといふ期待のもとに、こういう副業を持つておる産業としては、必ずしもそれだけでだだにをういたようなことを、いわゆる過水準備金的に調整する必要は、今のところないのではないかと、いうように私も考えております。

しかし電気は過水準備金の制度があり、あるいは電気の石炭につきましてはいわゆる石炭調整という制度がありまして、炭価の上下によりまして、大口料金につきましては料金そのものも調整いたしております。そういう制度をガスにつきましても置くということは不可能ではございませんが、石炭の面とコークスの面と両方をどういうふうな計算をするかという点につきまして、相当複雑なことになるまいし、かたがたガス事業をそういうふうな弾力性あるものというふうに見えたいと思ふならば、多少の原料あるいは副産物の価格の変動は長い目でもつて吸収してしまふということ、一々それにとらわれないで成行きを見る。その結果かりにたとえ石炭の値段というものが長くなるレベルの次のレベルに変動してしまふということが見えめられるような事態に至りましたら、その際それを基礎として料金を改訂するというふうな方法でいんじやないか、今のところはそういうふうな考えでおりますが、おつしやつたことは一つの研究問題としては今後やはり考えなければならぬと思つております。

○永井委員 これは政務次官から御答弁をいただくべき政策的な問題だろうと思ひます。ガス事業と一口に言ひましても、企業の実態から言へばピンからキリまである。一億以上の会社と一億以下のものが六十幾つ、しかもその中には、東京瓦斯は四十二億、大阪瓦斯は二十億、それから三千万から五十万の資本金の会社がある。こういうふうなピンからキリまである。こういう企業の実態に対して、ガス事業法一本の取締りではいいのかわるか。これはガス事業法一本の適用によつて企業としては相当無理がかかるのではないかと、こう思ふのでありますが、この事業法一本で支障がないとお答えになられるのかわるか、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○古池政府委員 公益事業といたしまして、ガス事業と電気事業とはよく比較されるのであります。かつて電気事業におきましても、一方において非常に大きな規模の事業があるかと思へば、一方においては極めて小規模な事業があつたのであります。すでに十数年前に相当これを統合して現在の九電力会社という事業形態になつて来たことは御承知の通りでございます。ところがガス事業におきましては、たとえ電気のごとく長距離にこれを送るといふことも非常に困難であります。また、また水力電源のごとく遠方に発電設備を設けねばならぬというふうな必要もございせんので、現在のごとき大きな事業もあり、また一方小さい事業もその土地々々の事情に応じて存在する意義があるわけでございます。そこでそのように規模の違つた企業を同一のガス事業法によつて規律することがはたして妥当なりやいなやというお尋ねと存じます。先ほど来御質問がございまして、いろいろこの法律によつて規定しておりますけれども、大体ガス事業の本質的な問題は、規模の大小にかかわらず存在するのであります。その公益性については何ら差はないと考へるのであります。ただ規模の大きいような事業につきましては、その内容の実態を把握するといふ面が困難ではないかという心

配はあるいは出て来るのではないかと、思ひますけれども、しかしまた大きい事業であれば、それについての科学的経営管理の方法も進んでおると考へられますので、政府が監督する場合におきましても、その点は監督しやすい、状況にある。さうな意味合いから、小さい事業に対してこの法律で規律する場合におきましても、大企業に對してこの法律を適用する場合におきましても、さほど困ることはあるまいと存じております。従つて大小によつて法律を別にするということは、現在のところ考へておりません。しかし將來一本の法律によつて規制するといふことは非常な都合を生ずる、とうていそれでは監督の目的を達し得ないといふような実態が起りますならば、その際においてはあらためて考慮したいだらう、かように私は考へております。

○永井委員 これに対する局長の御意見を伺ひたい。

○中島政府委員 ただいま政務次官の申された通りであります。ただこの法律の運用につきましては、非常に大きなところと小さなところとは、会計の処理等につきましても同一にするとは若干無理な点もございしますので、そういうものにつきましては、規則をつくり出す場合にある程度の簡素化等を小さな業者について考へるといふことは研究いたしております。

○永井委員 この事業法では事業の休止停止は許可制になつておる。しかし休止停止を許可制にいたしまして、休止停止の経済的な発生の実態といふものは阻止できないんじやないか。これが對して、企業の健全性といふか、

○中島政府委員 ガス事業者が公益事業を営んでおまして、それが自己の考へ方でもつて臨時事業をやめたりあるいは完全に休止するといふようなことを起す場合には、これは非常に公益上不適当でありますから、そういうものを一応認可するといふのがこの休止の規定でございます。しかしただいまお話の通りに、そのガス事業者がきつめて適正経営が行われておりました、いろいろ／＼な関係からいたしまして結局採算がとれずやめなざるを得ないといふような事態が起るわけでありまして、そういう場合には、いかにこういう保護規定がございしても、それをあくまで阻止して事業を継続させることは経済的に不可能でございます。しかし大体こういうふうな事態が起ります場合には、普通はガス事業者そのものの従来の経営が適当でなかつたといふことに起因する場合が非常に多いのであります。そういうことがないようにならば、十分に監査その他によつてその内容の改善をはからしめるというのがこの事業法の一つのねらいでもございまして、會計規定にもございまして、

点にならなければならぬ。先ほど申しました通りに、この企業の実態というか、原価計算からいうと、六割がガスで四割は副産物であるが、副産物は原価計算その他から除外されている。

の中に、先ほど来いろ／＼述べているように、私は利潤の上に立つ私企業のように、形態に放任しておいたのでは、これらの企業の性格及び企業の目的というものゝ、国民経済の立場とマツチしない

と老を乞ふ。一徹で御来こういつた名に
事業というものは、そういう公共事業
という名によつて金儲のわくを優先的
に受け、金利を安くしてもらい、税金を
負けてもらふというやうな、おらゆゑ
国家的な恩恵だけを受けている。そん

公共事業の態度であり、どういふ形勢を支持して来ているのが保守党のやり方でありますが、私は国民経済といふような立場にこの問題をおろして、この公企業的な性格を正しく伸張させ、

国民生活の福祉を増進するといふ目的を百パーセントに達成できるシステムとして考えますならば、これはどうも、とてもその段階として、管理の方法は同當的な方向でなければならぬ、こそ考えるのでありますが、これに對して

か。單に自由放任の、從來やつて来
たり方が行き詰まつてしまつて、現
在では為替レートの改訂されなけ
ばいかぬともいわれ、日本經濟を土
からゆさぶるような困難な条件に今

ち當つてゐると考えますし、造船間にいたしましては何にいたしまして、公共事業というような名においてゝ汚職の問題を起し、不正

行われている。たとえば石油の問題にいたしても、石炭の問題にいたしても、あるいは鉄の問題にいたしても、兵器産業の問題にいたしても、これらの国会に持ち込まれて、この問題は何かという、これは公共的な事業である、国家的な事業である、従つて税の減免をして、金利の補助をして、こういうふうな企業自体の中における精進、くふうというものはそのつちのけにして、まずそろばんの合算のために国家財政に依存しよう、こういう形が出て来ている。国内においてはそろばんに合うかもしれないけれども、国際市場の場面にこれをもち出すと、てんで競争力がなくて、国際競争から浮き上つてしまつておる、こういう事態が起つておるのであるが、われわれはこのガスの事業の問題について、今言つたような立場において、これは公營的な性格をより強化して行く方向にこの問題を持つて行くべきでないか、こう考へるのでありますが、これに對してどう考へになりますか。

○古池政府委員 たいだいまガスの事業の公益性につきまして御商議を承りました、まづたく私もその点は御同感であります、ガスの事業は申すまでもなく公益事業としては最も代表的なものの一つであるというのを考へております。従つてあくまでも国民生活、公共の利益福祉の増進に役立たせるものでなければならぬ、これは御指摘の通りであります、また一面におきましてはやはりこれも一個の事業でありまうから、事業として健全かつ最も能率的に発達して行くということが望ましいのであります。それがすなわち反

面からいへば、サービスもよくなり、また料金の値下げというようなことも考へられるということになれば、結局終局的には公共の利益に合致する、かように考へるのであります、その意味においてはできる限り事業経営上の自主的な活動、適正なる能率の増進というのを期待したいと思つております。従つてガスの事業につきましてわれわれはただ単に自由放任というような政策はもちろんとらないのであります、国家が相當の保護を与えると同時に、また相當強い監督もいたしておるような次第であります。

副産物のお話でございますが、これはガスの事業に當然附帯しておる副産物であります。これ自体をとつて考えますと一般のガス供給とは別のものでありますけれども、しかし経理の面からいへば非常に重大なる関連を持つておるといふ点も御指摘の通りでございます。しかしただちにこれらの価格その他について国家的な強い統制を加へるといふことが是非かというところは、相當に私は問題があると思つております。しかしあくまでも政府としてあるいは行政官庁として公益事業を監督して行きます場合には、法律その他のわく内におきまして、たいだいまお言葉のありましたような主観的な、あるいは思いつきのようなことはやるべきではないというところは私も確かにさように考へております。で、得る限り客観的な標準を設け、また将来事をいふ、科学的に運用して行かなければならぬというところは御同様に考へております。ただ今ただちにこれを国営にするとかあるいは国家管理の事業にするというところは現在考へてはおり

ません。先ほど申しましたように、一面においては事業者の自主的な活動、適正なる活動ということをも十分に期待し、これによつて日本のガスの能率を高めて行くと同時に、これによつてまた公共の福祉に合うように監督して参りたい、かように考へております。

○大西委員長 柳原三郎君。

○柳原委員 私はガスの事業法案とガスの事業五箇年計画に關連しつゝ質問をいたしたいと思つております。

わが国の燃料資源の有効利用と木炭資源確保の観点から、燃料政策についての長期の対策を立てようとする政府の態度には賛成でございます。が、それについて、いろいろ疑問があるがゆゑにあえて質問をする次第であります。が、現在石炭ガス、天然ガスの供給事業を行つておるの株式会社であります。その数は六十七社となつております。その資本金はあなただけの方の資料によりますと、全部で八十八億である。そのうちで東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが八五%の資本を占めておる。それからまたこの三大会社によつて全国のガスの供給料の八二%を占めておる、こういう数字が載つております。残りの供給量の一八%を残余の六十幾つの会社で供給を行つておる。こういう現状でございますが、この三大会社は、三大会社以外の今言ひました六十幾つの会社と資本的に結びついておると思つております。一つの例を上げますと、東邦ガスは岐阜ガス株式会社の資本の半分以上も持つておる。これは一例であります、この三大会社と残余の株式会社、石炭ガスの株式会社について、資本についての結びつきが、い

について御説明が願ひたいと思つております。

○中島政府委員 具体的に持株の状況を調査したものがたゞいま手元にございませぬので、後ほど調査いたしますが、今の三大会社は形態というものは、戦争中のいわゆる統合の方針によりまして、近傍あるいは資本的につながりのあつたものを全部吸収合併したような形が現在の姿でございます。従つて今日残つておりますいわゆる傍系あるいは資本的な関係のある会社も、もちろん絶無ではないと思つておるけれども、その数あるいは範囲はそれほど大きくはないんじゃないかというふうに考へておりますが、具体的なものは後ほど調査いたしましてお答えいたします。

○柳原委員 それは資料として後ほど提出していただければ結構でございますが、資本の占める率は八五%であり、供給料は八二%であるという資料になつておりますが、実際に三大会社は資本においても、供給力においても、その質の点においては、九〇%を上まわつておるのではなからうかと思ふのであります。要するに今永井さん企業的な形態を持つておるのが今のガスの会社の実情であります。それについてあなたの方から提出せられた資料によつて研究いたしてみますと、昭和二十七年の末で、この三大会社の資本金は大体三十八億圓となつております。それからこの三大会社で社債を四十六億圓持つております。それから銀行借入れを九十六億圓持つております。要するに自己資本と社債、銀行借入れ、いわゆる負債との比率を検討いたしま

すと、自己資本が二十一の割合において、借入金の率は七十九、二十一対七十九の比率を示しております。その銀行借入れをさらに追究して参りますと、開発銀行から九億五千万圓借りておる。それから興銀から八億四千万圓借りておる。勧銀からは、六億借りておる。こういうことになつております。そこでいふ、ガスは五箇年計画が始まつて参るのであります、あなたの方の資料によりますと、これからガスが大體戦前の程度まで普及するには、五百四億の設備資金等が必要であるといつておられます。そうするとこの五百四億がどのような形でこの会社に流し込まれて行きますか、今言ひました二十一対七十九の比率は、ぐんぐんと開いて来ると思ふのであります。要するに自己資本、たとへて言うならば、一〇の割合に對して借入金、特に開銀などからは九〇——一〇対九〇の比率になるかも知れない、しかしこれはわからないが、いずれにしても二一対七十九の比率がぐんぐん開いて行く。こういうふうに考へられて来るのであります、五百四億はこれらの会社にどのような構想をもつて流し、流したとき、これらの自己資本はどのくらい払い込まれるのか。そういう見通しについて、五箇年間の見通しというものは何年か経ちますというものはできないで、ありまうけれども、開発銀行はこれくらい、資本金はこれくらい、社債ではこれくらい、こういう構想があると思つておりますから、それを御説明が願ひたい。

○中島政府委員 五箇年計画の所要資金五百四億の調達の方法は、これは今後の問題でございますが、希望とい

しましてはできるだけ開銀資金の比率をふやしたい、こういう希望はございます。しかしその実現性その他から考へまして、現在で大体の内訳をこういふふうに考へております。減価償却あるいは積立金というような内部留保から百五十億程度、それから増資を百十億程度、合せて二百六十億くらいを自己調達いたしまして、残りが借入れになるわけでありまして、借り入れる内容といたしましては、社債を約四十億、それから長期信用銀行等から約百億、市中から残りの百二十、三十億を調達したい。そういったしますと残り百六十億ばかりになります。これは政府の財政投融資、つまり開銀に期待したい、こういうのが一応の何でございませう。電氣の場合には、大体所要資金の三分の一程度を現在のところでは開銀に依存しておりますが、この場合にも大体率から申しますと総額においては二割くらいの程度でございませう。五百億に對しましては約三分の一でございませうが、実際の自己調達資金は全部で、先般申し上げましたように返済金等も入れますと八百億になります。それと比べますとやはり二割くらいのものを開銀に期待したい、こういうような計画でございませう。

○柳原委員 昭和二十七年の末ではこの三大会社の資本金は三十八億でありましたが、現在は資本が増加されました。昭和二十八年六月末では五十五億となつております。その間に十八億ほど資本がふえておりますが、その期間中に銀行借入れはあつたか、なかったかを御説明が願ひたい。これは資料がないわけですが、資本増加の資料はありませうが、銀行借入れのその間の移動が知りたいわけですが。

○吉田説明員 二十八年度におきまして資本金の増加その他につきまして御説明いたしますと、二十八年度におきましての資本金総額は八十九億になつております。いわゆる二十七年末から二十八年末までに、この間株式で増加いたしました額は二十七億七千五百万円でございます。それから二十八年度中に社債で発行いたしました額は十四億六千万円でございませう。開銀から借入れた額は二十八年度中の借入金金は、八億三千五百万円でございます。興銀から借り入れたものが八億四千七百万円、長期銀行から借り入れたものが六億九千万円、その他の金融機関から借りましたものが二十二億一千三百万円、ちよつとはしたがございませうが、そういうことになつております。それから貸付信託から借り入れたものが四億でございます。合計外部資金調達金は、これは株式も一応外部資金調達金は、これは株式も一応外部資金といたしまして九十二億二千八百万円でございます。そのほか内部資金といたしまして社内留保あるいは減価償却から引当をいたしましたものが三十七億六千五百万円程度であります。

○柳原委員 その数字を寄せると、計算はあとにいたしまして、要するに相当額の銀行借入れというものを保持しておることは事実であります。そうすると、この三大会社は銀行に對して担保設定はどういう程度にやつておるか、御説明を願ひたいのであります。

○吉田説明員 現在のところは、ガスの工場財団ごとに各銀行に担保設定をいたしております。

○柳原委員 これは、担保は全部入つておるといふふうに解釈していいのですか。結局一つクッションがあるけれども、全部工場は担保に入つておるといふふうに解釈していいのですか。

○吉田説明員 これは工場によつて非常に違ひますが、担保権を設定しないで借り入れておるものも一部分ございませうが、大部分は一応担保権は設定いたしております。

○柳原委員 そちら辺ちよつとわかりにくいのですが、そうするときような原価計算の資料によると、市中銀行の金利の平均は一割というふうな構想に入つておられるのですが、それを担保に入れば、この原価計算の一割という考へ方には相当するがあるんじゃないか。担保を入れずにおくから金利が高くなるのを借りておるのじやないか。そこらへんについてお考えを聞かせてもらいたい。

○吉田説明員 担保につきましては、今御説明のように、長期担保を入れますと、市中金融につきましては御承知のように八分五厘ないし九分ぐらゐでございませう。原価計算においては一割を入れておりますが、實際上一割は最高金利として一応考へておるのでございませう。現実には原価計算をやります場合には、支払い金利を全部具体的に洗いまして、その他のものも入れております。従ひまして、われ／＼といたしましてはそういうことはいないと考へておりますけれども、中にいわゆる市中の金融機関といひますか、普通の銀行でないところから高利の金を借りまして、その金利につきましては一〇%以上は認めないという考へ方なんでしょう。

○柳原委員 これは、担保は全部入つております。従ひまして原価計算をやつております場合の金利のはじ出し方は、一〇%というのは決して一〇%をすべて入れておるといふのじやございませんで、予定されております。いろいろな資金借入れについて具体的な金利の支払い額といふものから考へておるのであります。たとえば工場等の設備費等につきまして借りておりますものが、具体的に八分五厘の金利で借りておるとしても、それはそのように出して計算いたしてありますので、その点は狂ひはない、こう思ひます。

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

ありませう。従ひまして原価計算をやつております場合の金利のはじ出し方は、一〇%というのは決して一〇%をすべて入れておるといふのじやございませんで、予定されております。いろいろな資金借入れについて具体的な金利の支払い額といふものから考へておるのであります。たとえば工場等の設備費等につきまして借りておりますものが、具体的に八分五厘の金利で借りておるとしても、それはそのように出して計算いたしてありますので、その点は狂ひはない、こう思ひます。

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 五箇年計画に五百四億の金が必要である。この五箇年計画の五百四億については、先ほど積立てが幾ら、開銀での借金が幾ら、増資で幾ら、こういう御説明がありました。市中銀行からも百二十億ほど借りた、こういうことを言つておられますが、金融市場における調達というものは、会社の収益率、報酬を吐くならば配当率に大に關係があると思ひます。そうするとあなたは五箇年計画のうちで増資を百十億ほど期待されておるが、一五%の配当を、適正利潤と認めなければ百十億の増資が期待できない。また市中銀行からの借入れが百二十億できないんじゃないか、そこら辺に配当と資金調達に微妙な關係があると思ひますが、十五%という配当は、こういうガスの会社などというものは絶対に欠損はない会社であります。欠損すれば政府が何か手を打つて参りますから、絶対欠損のあり得ないという会社に適正利潤として配当は一五%認めるといふことはおかしいと思ひます。この点永井さんからもちよつと触れられたやうであります。一五%配当すると

○柳原委員 これを議論しております
と長くなりまして、簡単に私の意見だ
けを申し述べておきます。要するにガ
ス事業五箇年計画というりつぱなもの
はできたけれども、このガス会社はう
んと配当させてやれば資本も自己調達
で安易にできるんじゃないか、そうい
う構想のもとにこれができておるよう
な気がしてしやうがない、こういうよ
うに私は考えるわけなんです。それで
そこで高率配当一五%を適正利潤であ
るといふような考え方が出て来ると思
います。これはまた時間が三十分であ
りますので、先を急いでおりますから
後日の質問に譲ることにいたしますし
て、その点はそれで打ち切ります。

それからこのガス事業法の第十二条
であります。十二条にはガス事業者は
ガス事業以外の事業を営むことを禁止
しておるのであります。但し、通産省
の指令で定める事業についてはこの限
りではない、通産省の指令において許
すことのできる事業についての考え方
があると思ひます。どういふ事業なの
か御説明が願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 これは現在でも省令
で除いておりますが、当然にこのガス
を生産するに伴います副産物であり
ます。コークスあるいはタール製品につ
いては、これは許可を受けなくてもで
きるというふうに一般的に禁止を除外
しております。

○柳原委員 それに関連して来るので
ありますが、このガス会社のいわゆる
重役と申しますか、経営者あるいは主
た株式会社そのものが出資をしたこれ
らに関連する産業の会社が現在あるか
どうかというのを承りたいと思ひま
す。

○中島政府委員 これはございます。
あつて、資本はどのくらいのものであ
るか、その資本構成についてひとつ資
料を提出してもらいたいと思ひます。
それから永井さんが触れられた点で
重複するようではありますが、私たち
かつてあの戦争中に公定価格というも
のをつくるためにいろいろとその衝に
當つた男であります。率直に申しま
して、このガス料金をあなた方がいろ
いろ研究してきめられるが、業者たち
の——今ガス会社がそうであるとは私
は断定いたしませんけれども、あの過
去の経験というものは非常にずさん
といひます。ごまかしした計算のものと
公定価格を申請し、この許可が下りて
やれりしやと思ひましても、次から
次とインフレになつておりますので、
ついやみの値段が起つて来た、あの公
定価格というものは一度きりまして
物価が安定しておればあれでよかつた
ものを、物価統制令違反というものは
物価が次から次に上つて来るために起
つて来たのであります。現在のごとき
物価が横ばいの状態のときに、このガ
ス料金決定については非常なる注意を
要することはもちろんであります。が、
あなた方の資料というものは、あなた
方が会社へ行つていろいろ帳面を見ら
れることもあるでしょう。しかしそれ
はあなた方とガス会社の間に一方的な
話合ひのものとにきめて行かれる、他方
はだれかというといふゆる消費者であ
ります。消費者の立場はガス料金値上げ
反対、電気料金値上げ反対と言つてお
ります。具体的な資料をもつて反対
しているのではありません。そこでど
うしても業者の圧力の方があなた方に

強く響いて行く、そこにガス料金が実
際と食い違つたものができやしない
か、そういうことを心配するのであり
ます。永井さんも心配せられたのであ
ります。この原価料金をきめるとい
うときに、それが適正であるか、いろ
いろ載つておりますが、ひとつ厳密にや
つてもらいたい、きょうもらつた「ガ
ス料金原価の算定について」という資
料について、一覽しただけで検討して
ありませんからわかりませんが、いろ
いろ要素別の説明というところがあり
ますが、そのどこにも役員報酬とか
そういう問題には触れておられませ
んが、これは小さい問題だから触れられ
ないかも知れませんが、一体役員
報酬などについては、やはり今政務次
官が言われた、一方においては私企業
であるからという考え方のもとに、株
主総会だけに一任されておりますか、
あなたの方で一定の基準というものを
持つておられるか、どういふものか承
りたいと思ひます。

○中島政府委員 現在のところ役員
の賞与金等については、政府の方で一定
の基準をもつてそれを律するといふ考
えは持つておりません。

○柳原委員 賞与と言われましたけれ
ども、私は報酬も賞与も株主総会に依
存しておられる、こういうふうな解釈
できるものであります。要するにどう
いう給料、報酬、賞与などをとつてお
られるか、そこまでわれ／＼は追究でき
ないかも知れませんが、いずれにし
ても、その役員報酬、賞与金などの資
料もいただきたいと思います。と申し
ますのは、要するにガス料金のマル公
というものをきめておいて、これが適
正利潤だと言つておる一方においては、

同じ資本、同じ経営者の資本で傍系会
社というものをつくつておる。要する
にトンネルのごとく誤解されることも
多いのであります。ガス会社はこのく
らいしかもうかつていないのだと言わ
れまして、トンネルがつくつてあれ
ばだめであります。いろいろうわさを
聞くのであります。そこら辺の役員
の動き、傍系会社の資本構成、そう
いふものについて資料をいただきたい
と思ひます。私は時間がありませんの
でこの続きは後日の機会に譲ります。

○大西委員長 それではこの際暫時休
憩いたします。
午後零時三十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕